

平成一二年一〇月五日判決書提出原本領收　裁判所審理書
平成九年(ワ)第　　号　出資持分松辰請求事件

口頭弁論終結の日　平成一二年七月一三日

判決

東京都

原告

右訴訟代理人弁護士

医療法人社団

被告　右代表者理事長

右訴訟代理人弁護士

同上

主文

一 被告は、原告に対し、金一〇八七万一四六九円及びこれに対する平成九年六月二八日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

二 原告のその余の請求を棄却する。

三 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

被告は、原告に対し、一三三億円及びこれに対する平成九年六月二八日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

第二 事案の概要

被告の社員であった（以下「」）は、平成八年六月二死亡した。被告の定款においては、社員が死亡した場合には社員はその資格を失い、退会した社員は出資持分の払戻しを請求することができると規定されていた。そして、の妻であった原告が、の死亡による退社に基づく出資持分払戻請求権の全部を相続したので、右請求権行使したのが本件である。原告は、右請求権の額は、被告の純資産額に原告の出資持分割合を乗じて算出される三七億四九〇〇万円を下らないと主張し、本訴においてはその内金として一三億円の支払を求めているが、これに対し、被告は、原告が払戻請求できる額は、の出資額である一〇八七万一四六九円を限度とするものであると主張している。

一 争いのない事実

- 1 被告は、昭和三一年一一月二八日に設立された医療法上の医療法人社団であり、はその社員であり、出資額は一〇八七万一四六九円であった。
- 2 は、平成八年六月二七日死亡し、の遺言により、その妻である原告が、の死亡による退社に基づく出資持分払戻請求権を全額相続した。

二 主な争点

- 1 東京都知事の平成八年六月二〇日付け認可に係る定款変更（以下「本件定款変更」という。）がされる前の被告の定款（以下「旧定款」という。）第九

条の意義

2 本件定款変更の効力

三 争点に関する当事者の主張

- 1 争点1（旧定款九条の意義）について

〔 原告の主張

被告の定款は、社員は死亡により資格を失い、退会した社員はその出資額に応じて払戻しを請求することができる規定している。

したがって、原告が払戻しを請求できる額は、被告の純資産額に原告の出資持分割合を乗じた額である。

II 被告の主張

原告は、本件訴訟において、田定款九条を根拠として、同条につき、被告を退社した社員には払戻額の制限のない持分払戻請求権、すなわちその払込済出資額に比例して金銭をもつてする社団財産の分割を被告に請求する権利があると主張している。

田定款九条は、退会した社員がその「出資額に応じて」払戻しを請求できることを規定しており、原告は、この文言を右主張の根拠としているが、「応じて」との文言を比例的な数量変化を表すために用いる場合には、比例の対象を明確にする必要があるという、同条においては比例の対象は明

示されていないから、同条の文言は、出資額そのものの払戻しを意味するものと解釈するのが適切である。

また、医療法における医療法人制度の立法趣旨において、医療法人の永続性が重要な柱とされており、医療法人の非営利性は医療法の基本原則であつて強行法規であり、私的自治によって逸脱することは許されないとなどからすれば、医療法人に対する出資が医療法人の病院経営を通じた利殖手段として利用されるような事態を招くような定款解釈は許されない。

医療法人に対する出資が利益を発生させるような結果は、本来的に医療法人制度の趣旨に反するばかりか、私的自治を前提に定款を解釈したとしても導き得る結論ではない。すなわち、医療法人の設立時の出資者は、あくまでも医業を継続して遂行することを最大の目的としていたのであり、仮に定款規定上退社時の出資持分払戻請求権が認められているとしても、

出資金が戻る以外に自らの退社とともに病院が解体することまで予期して法人に参加しているものではない。また、医療法人に出資した者は、医療法人が営利を目的とすることができないことは熟知しており、自らの法人への出資が利益を生むものとは期待していないし、そのような期待が仮にあつたとしても、医療法の趣旨に反し、許容することができない。やひり、被告が設立された昭和三一年当時の出資持分が、その後のわが国の高度経済成長に伴うインフレーションを経て100倍以上の価値となるというような事態は、出資時点において誰も予測し、あるいは期待していなかつた事態であつて、私的自治の見地で黙らしても明らかに予期しない利益の取得というべきである。しかも、このような利益の取得が医療法人制度によつて守られるべき病院運営を困難にさせる事態を招くとすれば、法的には、不当な利益の享受であると評価されるべきである。

医療法の趣旨に照らせば、医療法人設立後の病院経営における余剰金は、

医業継続のために使用されること、具体的には、医療の高度化とともに数年以内に更新並予定される医療機器の購入等、あるいは、一定期間経過後に予定される建物を含めた医療施設全体の増改築等を含めた、医療法人の基本財産その他の資産の充実に充てられるべき」とが予定されており、これは、医療法人設立時に出資した社員全員の合理的の意図に合致するものである。そして、このような医療法人の医療遂行に必要な法人資産の解体は医業継続と相反するものである以上、当初から社員の出資品元の対象がら除外されていくと解するのが相当である。

反面、既述にしき、原告の主張するような解釈をといった場合には、社員の専ら個人的な事情により自発的退社行為が利用されるおそれがある。たとえば、医療法人の医業とは全く關係のない個人的な資金繕りの必要から、退社して持分の現金化を図る行為を助長することにもなりかねない。しかも、病院の建替え前など、医療法人に積立資金等による資金的な余裕

が比較的ある時期を選んで退社することも可能となってしまう。また、医療法人の存続中に社員に相続が発生する場合もあるが、その際は、病院経営に直接関わることを望まない相続人が病院の存続を度外視して自らの個人的資金獲得に動く契機を与えることになる。このような払戻請求権の行使が頻発し、その都度法人資産のすべてを基礎とした持分の割合的金額を現金化しなければならないとすれば、退社に伴う社員の持分払戻によって事実上病院が解体させられ、明らかに医療法人制度の創設の趣旨を正面から否定する結果が生じてしまう。

このように、旧定款九条に関する原告の解釈は適切でなく、同条は、退会した社員に対して、自己の出資額の払戻請求権を認めたものと解されねばならない。

2 爭点2（本件定款変更の効力）について

（一）原告の主張

(1) 被告は、持ち回り方式による社員総会決議により本件定款変更がされたと主張するが、社員総会も総会である以上、出席者が一堂に会すべきものであり、「持ち回り」の総会など概念としてあり得ない。旧定款も、二六条、三三条により、総会の招集は日時及び場所を記載した書面で社員に通知しなければならないと定め、一定の日時に一定の場所に社員が集まるべきものとしている。また、旧定款二九条は、総会は社員の過半数の「出席」がなければ開会することができないとし、旧定款三〇条田書は、定款変更の決議は社員の三分の一以上が「出席」し、その三分の二以上の同意のあることが必要であると定めているところ、「持ち回り」方式では、「出席」とどういとはあり得ない。

したがって、「持ち回り」による社員総会決議など到底認められず、そもそも社員総会は不存在であるというほかない。特に本件のように、医療法上、東京都知事が手続を審査した上で認可をしなければ有効とす